

後期高齢者医療制度のお知らせ

交通事故など、**第三者の行為により**けがや病気になったときは？

交通事故（自動車事故や自転車事故等）や飲食店等での食中毒など、第三者（加害者）の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担するのが原則ですが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■第三者の行為とは？



交通事故



他人の飼い犬にかまれた



購入食品や飲食店等での食中毒



暴力行為 など

■第三被害を受けたらどうすればいいの？



◆医療機関に伝えましょう

医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えましょう。



◆警察に届けましょう

交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。



◆市区町村の窓口申請しましょう

法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、市区町村の窓口へ第三者行為による被害届の申請をしてください。

■申請には何が必要？

- 第三者行為による被害届（市区町村に窓口にあります）
 - 被保険者証
 - 被保険者の印鑑
 - 事故証明書（後日可）など
- ※詳しくは市区町村の窓口へご確認ください。

■お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
または住民課戸籍保険グループ

除雪作業にご理解とご協力をお願いします！

道路の除雪を実施するにあたり、次の点にご注意願います。

① 自宅の前は、自分で除雪を！

除雪作業は一軒一軒の出入り口の除雪や、各ご家庭の生活時間に合わせた作業はできませんので、除雪車に押し退けられた雪など、各ご家庭の出入り口は、皆さんで雪の処理を行ってください。



② 路上駐車は、みんなの迷惑！

路上駐車は、除雪作業に支障をきたすばかりでなく、吹雪や夜間などは事故の原因ともなります。
また、歩道と車道の間は冬期間は除雪した雪の堆雪スペースとして使われますので、路上駐車しないようにしましょう。



③ 雪は道路に出さないで！

道路は人や車の通る場所です。
除雪後、車道や歩道に雪や氷を出すことにより、路面凍結の原因や、路面に凹凸ができるため非常に危険で、交通事故の原因ともなりますので、道路には雪を出さないでください。



■お問合せ施設課土木建築グループ または 各除雪委託事業者

除雪委託事業者	担当区域
(株)若狭組 ☎0139-55-2141	神明、湯ノ岱、宮越、早瀬
京谷建設工業(株) ☎0139-55-3756	小森、豊田、中須田、新村、大留（大留ラウンドアバウト交差点～新村）、小砂子
(株)小林建設 ☎0139-55-2038	大留（大留ラウンドアバウト交差点～北村）、北村、向浜、上ノ国～石崎